

浦安市日中一時支援事業 Q&A (令和元年7月改正版)

No.	細目	質問	回答
1	事業内容	児童発達支援や放課後等デイサービスなどの児童通所支援サービスを利用した後に、日中一時支援事業を利用することは出来ますか。	利用可能です。
2	事業内容	日中一時支援の対象者を教えてください	本市に居住されており、下記のいずれかの条件を満たす方が対象となります。 1.身体障害者手帳をお持ちの方 2.療育手帳をお持ちの方又は知的障がいがあると判定されている方 3.精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方又は精神障がいがあると診断されている方。 4.上記3については発達障がい(発達障害者支援法の規定による)を含みます。 5.対象疾患(361 疾病)による障がいのある方。 ただし、本事業と同様の支援が障害福祉サービスまたは介護保険サービスにおいて受けられる場合は、そのサービスを優先します。
3	事業内容	日中一時支援事業の利用時間中に、移動支援事業等の他の給付事業を利用することは出来ますか。	本事業の利用時間中に、他の給付事業を利用することは出来ません。(事業実施規則第12条)
4	事業内容	宿泊を伴う利用は出来ますか。	本事業の目的として、「日中における活動の場の提供」としていることから、宿泊を伴う利用は出来ません。(事業実施規則第1条、第2条第4項)
5	事業内容	日中一時支援事業のサービスを受けることが出来る年齢の制限はありますか。	障害者総合支援法に規定する障がい者又は障がい児、難病者であって、障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を促すために、事前に市役所でサービスの支給決定を受けられた方について、年齢の制限なくその利用は出来ます。但し、介護保険対象者については、介護保険サービスの利用が優先となりますので、その点についてはご留意下さい。
6	事業内容	日中一時支援事業の利用だけでも、サービス利用者の個別支援計画を作成しなければならないのでしょうか。	運営基準第5条に基づき、「事業所はサービス利用者の意向、適性、障がいの特性その他の実情を踏まえた個別支援計画を作成しなければならない」とされています。
7	事業内容	日中一時支援事業の利用だけの場合、サービス等利用計画の作成が必	現段階ではサービス等利用計画の作成は必要ありませんが、日中一時支援事業にかかる個別支援

		要になりますか。	計画の作成は必要になります。
8	事業内容	日中一時支援事業として、外出プログラム（例えば、散歩や体操等）を実施してもよいのでしょうか。	日中一時支援事業は、当該事業を実施する支援室を有する事業所を設置し、その中で事業実施規則に規定される事業を実施することになります。また事業所のプログラムとして外出することは可能ですが、あくまでも全体のプログラムの一部であること（週1～2回程度）や安全面に配慮されたものでなくてはなりません。
9	事業内容	日中一時支援事業のプログラムとして外出する場合、事業所には寄らず、直接、事業実施場所（公園、体育館等）に行ってもよいのでしょうか。	事業所から外出することが望ましいですが、状況によっては、直接、事業実施場所に行くことも可能です。 <u>ただし、直接事業実施場所に行く場合は、集合場所と時間を決めるなど、送迎とプログラムの時間の区別を明確にし、プログラムとした時間には必ず基準を満たす人員を配置してください。</u>
10	事業者指定	日中一時支援事業の最低人員配置はどのようにすればよいのでしょうか。	最低人員基準については、事業実施規則第13条に基づき、管理者が常勤で1名（業務に支障の無い場合に限り兼務可）を置くとともに、さらに同時サービス利用者数が15名以下の場合は2名、同時サービス利用者数が15名を超える場合については、同時サービス利用者数から15を減じた数を5で除した数以上配置（1未満の端数がある場合は、その端数を1とする）することになっています。 （例） 同時サービス利用者が1～15名→従業者2名 // 16～20名→従業者3名 // 21～25名→従業者4名
11	事業者指定	日中一時支援事業を実施する際の従業者（支援員）に資格は必要でしょうか。	運営基準第4条に基づき、従業者（支援員）のうち1名以上は福祉専門職員を配置しなければなりません。ここでいう福祉専門職員とは、社会福祉士、介護福祉士、訪問介護員及び保育士等になります。
12	事業者指定	他市在住の障がい者等にサービス	日中一時支援事業については、市町村事業になり

		を提供する場合には、どのような手続きが必要でしょうか。	ますので、他市在住の障がい者等にサービスを提供する場合には、その市町村の事業者指定が必要になります。事業者の指定を受ける際の基準等については、市町村によって異なりますので、その市町村に直接お問い合わせください。
13	事業者指定	当初の事業者指定を受けた内容と異なる場合には、手続きが必要となりますか。	事業者及び事業所の名称、所在地、連絡先、代表者及び管理者・従業者、事業所の営業日、営業時間、サービス利用者の定員等が変更になった場合には事業者の変更手続きが必要になります。その際には、事前に市役所障がい事業課までご連絡ください。
14	事業者指定	日中一時支援事業の事業者指定を受ける場合の設備基準はどのようになっていますか。	運営基準第7条に基づき、「事業所は支援室を有するほか、日中一時支援事業の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない」とされています。 具体的には、支援室、トイレ、手洗いか設置され、また避難経路が十分に確保されていることが条件になります。また支援室の面積については、収納設備を除いた一人あたりの床面積3.3㎡以上が必要です。
15	事業者指定	既に日中一時支援事業所で指定を受けているスペースにおいて、他の事業を行うことは可能ですか。	既に日中一時支援事業所で指定を受けているスペースにおいて、他の事業を行うことはできません。 但し、日中一時支援事業として指定を受けた時間帯以外であれば、この日中一時支援事業に支障がない限りにおいて、他の事業を行うことは可能です。（指定障害福祉サービス等の県が指定を行う事業については、県の取扱いに従ってください。）
16	事業者指定	利用者の障害程度区分等により、サービスの提供を拒否してもよいですか。	事業所は正当な理由なく、サービスの提供を拒否できません。 その正当な理由としては下記の通りとなります。 ①当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない。 ②利用申込者の居住地が浦安市以外（通常の実施地域外である場合。） ③その他利用申込者に対し自ら適切な日中一時支援事業を提供することが困難な場合。

			<p>なお正当な理由がある場合についても、下記の対策を講じる必要があります。</p> <p>①その利用申込者に係る計画相談支援事業所への連絡。(計画相談支援を行っている場合)</p> <p>②適当な他の日中一時支援事業所の紹介。</p> <p>③その他必要な措置を速やかに講じる。</p> <p>いずれにしても、利用申込者から丁寧なアセスメントを行った上で、契約締結を行ってください。</p>																												
17	事業者指定	<p>マンションの別々の部屋で事業を実施したいがどのようにすればよいでしょうか。</p>	<p>マンションの場合(※1)各部屋において、規則、設備及び備品等の基準等を満たすこととし、事務所機能はいずれかの部屋で設置してください。管理者はそれぞれの部屋との連絡手段を確保するなど一体的に管理できると判断した場合は兼務が可能とします。</p> <p>従業者数はそれぞれの部屋で規則第13条第1項の要件に適合する数以上とします。</p> <p>職員の配置は部屋ごとに固定する必要はないです。ただし、各部屋で利用者がある場合には要件に適合する数以上の配置をし、少ない人員で支援することないように気をつけてください。</p> <p>※1 ここでいうマンションはそれぞれの部屋が内部階段等で移動ができない独立した形で、また、他の住民が入居しているような一般的なマンションを想定しています。</p> <p>職員配置の例</p> <p>○</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部屋</th> <th>定員</th> <th>利用者</th> <th>管理者</th> <th>従業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>101号室</td> <td>13名</td> <td>10名</td> <td rowspan="2">1名</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>203号室</td> <td>6名</td> <td>5名</td> <td>2名</td> </tr> </tbody> </table> <p>×</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部屋</th> <th>定員</th> <th>利用者</th> <th>管理者</th> <th>従業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>101号室</td> <td>13名</td> <td>13名</td> <td rowspan="2">1名</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>203号室</td> <td>6名</td> <td>2名</td> <td>1名</td> </tr> </tbody> </table> <p>203号室の従業者は2名以上の配置が必要。</p>	部屋	定員	利用者	管理者	従業者	101号室	13名	10名	1名	2名	203号室	6名	5名	2名	部屋	定員	利用者	管理者	従業者	101号室	13名	13名	1名	3名	203号室	6名	2名	1名
部屋	定員	利用者	管理者	従業者																											
101号室	13名	10名	1名	2名																											
203号室	6名	5名		2名																											
部屋	定員	利用者	管理者	従業者																											
101号室	13名	13名	1名	3名																											
203号室	6名	2名		1名																											
18	給付費等	<p>サービスを受ける時間が1時間以内でも利用することができますか。</p>	<p>1時間以内でも利用できます。</p>																												
19	給付費等	<p>サービス利用時間についての算定</p>	<p>事業実施規則の別表に基づき、障害支援区分及び</p>																												

		方法はどのようになっていますか。	障害児程度区分に応じて基準額が設定されています。またその算定方法としては、概ね 30 分以上のサービスを受けた場合は、1 時間の給付単価となります。
20	給付費等	サービス利用者が、18 歳の誕生日がきた時の取扱いはどのようになっていますか。	18 歳の誕生日がくる約 1 か月前に、市役所障がい福祉課から変更申請の案内がきます。その後、市役所障がい福祉課で変更申請の手続きをしていただくと、誕生日の翌月から障がい者としての支給決定内容となります。
21	給付費等	給付費等の請求については、いつ行えば良いのでしょうか。	サービスを提供した翌月の 10 日までに請求書を市役所障がい事業課まで提出してください。その後、請求書を提出していただいた月末に所定の口座に給付費等を振込みします。
22	給付費等	日中一時支援事業の給付費を算定している時間帯に、送迎加算を算定することはできますか。	日中一時支援事業の給付費を算定中には、送迎加算は算定することはできません。
23	給付費等	<u>同一事業所が同日中に 2 回以上サービスを提供した場合の請求時間の計算方法について教えてください。</u>	<u>合算し請求してください。</u> <u>(例)</u> <u>①7:30~8:00 (30 分)</u> <u>②16:30~19:00 (2 時間 30 分)</u> <u>→①30 分+②2 時間 30 分=3 時間 00 分と請求。</u>
24	給付費等	<u>障がい者介護給付事業や障がい児通所給付事業と日中一時支援事業を続けて利用する場合の留意事項はありますか。</u>	<u>同様のサービスが障がい者介護給付事業や障がい児通所給付事業において受けられる場合は、当該サービスを優先します。</u> <u>その上で、日中一時支援事業と組み合わせて利用する場合は、サービスごとに職員配置などの事業所指定基準を順守するとともに、個別支援計画への記載を明確にし、利用者（保護者）への説明を十分に行ってください。</u>
25	利用者負担	サービス利用者のうち日中一時支援事業以外に他の障害福祉サービスを利用しており、その利用者の利用者負担上限額が 18,600 円(市独自助成)の場合、上限管理を行う必要はありますか。	市町村事業である日中一時支援事業については、サービス提供事業所が上限管理を行う必要はありません。ただし事業所で利用者負担額が月に 18,600 円を超える場合については、その金額を超えた部分について、市の請求書で請求を行ってください。
26	利用者負担	日中一時支援事業で生じた利用者負担金について、市が実施している	受けることはできません。しかしながら、市では障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス

		「一時介護委託料の助成」を受けることはできますか。	(介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業)と、児童福祉法に規定する障害児通所支援を受けた場合の独自助成を行っており、国が定める所得区分「一般(市民税課税世帯)」の方については、月額18,600円以上の費用(一部負担金を除く)がかかることはありません。
27	利用者負担	日中一時支援事業内において、パン教室等の事業を実施し、原材料費がかかった場合は、どのように取り扱えばよいのでしょうか。	サービスを提供した際の給付費の1割以外に、活動で要した原材料費等の実費相当分についてもサービス利用者等から徴収することは可能です。但し、実費相当分を徴収する際は、そのサービス利用者等に文書等で説明を行うとともに、その費用を徴収した際には、領収書を発行してください。
28	送迎	送迎サービスを利用する場合、その送迎の部分は移動支援を利用しても良いですか。	日中一時支援事業で行う送迎サービスでの利用が優先となりますが、その利用者が車酔い等の理由がある場合等については、事前に市役所障がい福祉課までご相談下さい。
29	送迎	同一敷地内の送迎サービスについての取り扱いについてはどのようになっていますか。	同一敷地内の送迎サービスについては、事業所は送迎サービスとして給付算定することは出来ません。
30	送迎	車以外の方法で送迎を行った場合、送迎加算の対象となりますか。	送迎加算の対象となります。
31	送迎	自宅以外の場所から、送迎することは可能ですか。	自宅以外の場所からでも送迎を行うことは可能です。
32	送迎	1日に送迎を3回以上行い、送迎加算として算定することは可能ですか。	可能です。 (例) 自宅→(送迎加算)→A日中一時支援事業所→(送迎加算)→B通所系事業所→(送迎加算)→A日中一時支援事業所→(送迎加算)→自宅 ※送迎加算については、計4回算定可能。
33	送迎	送迎サービスの際に、サービス利用者の身体状況等により2人による支援が必要になった場合、1回の送迎サービスにつき、2回の送迎加算として算定してもよいのでしょうか。	事業実施規則別表に基づき、送迎サービスについては、「片道1回につき500円」が算定できるとされています。よって、サービス利用者の身体状況等により2人の支援が必要になった送迎サービスについても、1回分の送迎サービスのみの算定となります。